

宮城県ソフトテニス連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は、宮城県ソフトテニス連盟と称する。

第2条 本連盟の事務所を、宮城県仙台市青葉区本町3丁目5番22号
(株)宮城県管工事会館内 5階に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は、宮城県内におけるソフトテニスの健全な普及発展をはかるとともに、県民の健康の増進並びに社会教養の高揚と文化国民としての資質の向上を目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本連盟加盟の諸団体の技術発展と相互の融和連絡
- (2) ソフトテニス競技の健全な啓発宣伝
- (3) 競技会、研究会、講習会の開催
- (4) 他団体又は学校に対する指導者、役員等の派遣
- (5) 選手役員の登録及びソフトテニス競技の合理的な普及
- (6) 競技用具の需給斡旋等
- (7) その他本連盟の目的達成に必要な事項

第3章 組織及び資格

第5条 本連盟は、県内のソフトテニス競技団体及びその愛好者をもって組織する。

第6条 本連盟に加盟しようとするときは、所定の登録用紙に必要事項を記載の上、会費を添えて会長に提出し承認を得なければならない。また、脱退しようとするときは、脱退理由を記載した所定の用紙により会長に届け出なければならない。

第7条 本連盟は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟、東日本ソフトテニス連盟、東北ソフトテニス連盟及び公益財団法人宮城県スポーツ協会に加盟する。

第4章 役員

第8条 本連盟に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
常任理事	若干名
理事	若干名
監事	2名
代議員	加盟団体より1名、

ただし、個人加入の場合で5名以上より代表者を選び届け出があった場合は、これを1団体と認める。

2 前項に定めるものの外、会長は理事会の承認を経て名誉会長並びに顧問、参与を委嘱することができる。

第9条 会長は、代議員会（以下「総会」という。）で推挙する。

2 会長は、本連盟を代表し、部務を統轄する。

第10条 副会長は、会長が理事会の議決により、これを委嘱する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。

第11条 顧問及び参与は、会長の諮問に応ずる。

2 顧問、参与の任期はこれを定めない。

第12条 理事は、総会において選任し、会長がこれを委嘱する。

2 理事は、理事会を構成し、部務執行上の重要問題を協議する。

第13条 理事長及び副理事長は、理事の互選で定め、会長がこれを委嘱する。

第14条 常任理事は、理事の互選で定め、会長がこれを委嘱する。常任理事は、部務の処理にあたる。

第15条 代議員は各加盟団体から推薦された者1名をあて、会長がこれを委嘱する。

2 代議員は加盟団体を代表して総会に出席し、本連盟の重要事項を協議する。

第16条 監事は、総会の議決により会長がこれを委嘱する。

2 監事は、財務を監査し、理事会に出席して意見を述べることができる。

第17条 役員の任期は、2ケ年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会 議

第18条 総会は会長、副会長、理事及び代議員で構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。

2 総会の議長は、会長とする。

3 総会の議事は、会長が統裁し、次の事項を附議する。

(1) 予算及び決算

(2) 事業の計画

(3) 役員の任免

(4) 専門委員会の設置

(5) 規約の改正

(6) その他重要事項

第19条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、必要に応じて会長がこれを招集し、連盟規約に規定した事項及び総会から委任された事項について協議する。

2 理事会の議長は、会長とする。

3 理事会は、会長が統裁する。

第20条 会議は、定員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。

2 役員が会議を欠席する場合は、委任状又は文書で議決事項について意思を表示することができる。

第6章 財 務

第21条 本連盟の加盟団体は、次により会費を納付するものとする。

(1) 団体の場合 1団体につき年額 10,000円

個人の場合 1人につき年額 3,000円

(2) 会員登録料 会員登録料は、別に定める。

2 前項の会費のほか、競技会、その他の行事参加者により参加料を徴することができる。参加料の額及び徴収方法については、その都度、会長が常任理事会にはかって決める。

第22条 本連盟の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

第23条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第24条 本連盟の予算は、毎会計年度開始前、理事会で編成し、決算はその会計年度終わりに理事会で作成し、監事の監査を経て総会で承認を得るものとする。

第7章 専門委員会

第25条 本連盟に理事会の議決を経て、各種専門委員会を設けることができる。

第26条 専門員会の職務、名称、委員及びその他の必要事項は、理事会が別に定める。

第27条 専門委員会に委員長を置き、会長が委嘱する。

第8章 規約の改正

第28条 本連盟の規約は、総会議決による外、変更することができない。

第9章 その他

第29条 本連盟の規約に定めるもののほか、必要な細則については、会長が理事会の議決により定めることができるものとする。

附 則

本連盟規約は、昭和36年3月12日より施行する。

附 則

この規約の改正は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の改正は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。